

議案第 4 4 号

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例

山陽小野田市工場設置奨励条例（平成 2 6 年山陽小野田市条例第 1 2 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「分譲する地域」の次に「及び山口県が所有する地域」を
加える。

第 8 条中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号参考資料

山陽小野田市工場設置奨励条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工場適地 市内の次のいずれかに該当する地域をいう。 ア 小野田・楠企業団地のうち土地開発公社等が分譲する地域及び山口県が所有する地域 イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(端数処理)</p> <p>第 8 条 第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、<u>第 6 条第 3 項</u>及び前条第 2 項の規定により算出して得た額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工場適地 市内の次のいずれかに該当する地域をいう。 ア 小野田・楠企業団地のうち土地開発公社等が分譲する地域 イ・ウ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(端数処理)</p> <p>第 8 条 第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、<u>第 6 条第 2 項</u>及び前条第 2 項の規定により算出して得た額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>